

第 16 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 12 月 24 日（火）午前 11 時 00 分から午前 12 時 00 分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員 農業委員（5 人）

会長	3 番	内藤	仁
会長職務代理者	2 番	諸橋	清隆
委員	1 番	岡田	美由紀
	4 番	丸山	百合江
	5 番	中野	正啓

農地利用最適化推進委員（5 人）

田口	正明
加藤	和一
丸山	国夫
田口	貞夫
服部	隆

4 欠席委員
なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 2 号 農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による
農地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 内藤 良治

事務局主任 田口 賢

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 16 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立していますのでこのまま進行いたします。
議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、4 番 丸山委員、5 番 中野委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口主任を指名いたします。

議長 諸般の報告をさせていただきます。
○第 29 回新潟県農業会議理事会
期 日：令和 6 年 12 月 16 日 (月)
会 場：新潟東映ホテル (新潟市)
出席者：内藤会長

議長 それでは議事に入ります。報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 報告第 1 号について説明します。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、1 件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 当件は、現所有者が亡くなっていることから、相続関係人と現耕作者とで契約を結び直し、かつ耕作期間を延長するものです。この後の議案第 2 号にて同耕作者への利用権新規設定をお諮りします。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

議長 次の議案第 1 号について、わたくしの親族に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、当該議案番号の審議終了まで退室いたします。議長退席中の議事進行は会長職務代理者に一任します。

議長代理 議長代理として当議案の審議終了まで進行を務めます。それでは、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。
農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 前月の総会で付近の農地の転用許可をいただいたところですが、その後さらなる事業拡大が計画され、再び転用申請が提出されました。現地は各筆で高低差がありますが、この現況を生かしたまま転用し、大規模な整地は行わないとのこと。申請地は農用地区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。なお、休耕地と耕作地が点在している様子でしたが、すでに売買に関する協議は済んでいるとのこと。また、現地は農作業を行う上でアクセスの悪い場所であり、現耕作者が耕作できなくなった場合、次の耕作者が見つからずに荒れてしまうことが懸念されます。

本申請により当該地区の農地はほぼすべて転用される形となり、転用による影響もないと考えられることから、許可相当に認められると思われま

議長代理 本案件につきましては、担当地区外ですが、代理として私が現地確認したので、状況等を説明いたします。12月10日（火曜日）に現地確認を実施し、現地は議事資料の写真のとおりとなっていました。申請地は、先ほどの事務局の説明のとおり農用地区域外の生産性の低い第2種農地の内の「その他の農地」と判断でき、転用による影響はないと思われま

ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長代理 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議長代理 ご異議がないものと認め、議案第1号について許可します。

議長代理 ここで〇〇農業委員の除せきを解きます。

—〇〇農業委員が入室される—

議長代理 退席された委員に報告します。議案第1号につきましては許可されました。これをもって、議長代理の座を下ります。

議長 これより改めて議事進行を務めます。それでは、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、相対による設定の申請が3件ございました。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 申出書の内容を確認した結果、受け手となる農業者につきましては全員、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第2号について許可決定します。

議長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第16回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

令和 6 年 12 月 24 日

議 長 ⑩

議事録署名委員
4 番 ⑩

議事録署名委員
5 番 ⑩